

農林水産大臣政務官

佐藤英道様

国の施策等に関する
提案・要望書

(平成27年1月)

鳥取県

米価の安定に向けた確実な需給調整の実施について

《提案・要望の内容》

- 米価下落は大規模稲作農家の収入下落に直結するものであり、経営継続を脅かす深刻な状況になっている。再生産が可能な米価水準に戻すため、下落の原因となった過剰米を緊急に市場から隔離し、需給の均衡を図ること。

（※ 過剰米対策として、米穀機構の資金を活用した20万トン程度の保管が検討されているが、備蓄米として国が買い上げるなど、確実に隔離でき、実効性のある対策を講じることが必要である。）

- 米の需給調整については、国全体で一体的に取り組まなければ十分な効果が期待できないことから、平成30年産以降も国の責務として国レベルで取り組み、確実な需給調整を行うことで米価の安定化を図ること。また、従来から需給調整に協力してきた地域に不利益が生じないように、公平性を担保した方法で行うこと。

- 稲作農家が実施する生産コスト低減の取組について、一層の推進を図ること。

（※ 低コスト技術の導入推進については、昨年12月27日に閣議決定された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に係る補正予算で27年産米での稲作農業のコスト削減の取組を支援する検討を進められていると聞いている。現時点では、作付計画を検討中の農家も多いことから、農家が十分検討できるよう、繰越を前提とした仕組みにするとともに、事業実施に当たっては、地域段階で過度な負担が無いようにすること。）

- 水田フル活用の推進に当たって、飼料用米等への作付転換の取組が、継続的かつ安定したものとなるよう、水田活用の直接支払交付金等による現行の支援水準を維持すること。

（※ 転換品目の柱である飼料用米は、国の交付金無しでは採算が合わない。現場からも交付金維持の要望が強く、取組を加速、継続するため、十分な予算確保をお願いします。）

<参考>

○県内の平成26年産米の概算金単価

コシヒカリ1等 9,200円/60kg（前年対比△2,800円）

※全農とつとりは9,000円で検討していたが、農家への影響を考慮して200円を上乗せして設定

○現場の声

- ・経営委託の要望が増えてきているが、今年の米価では断らざるを得ない。また、条件の悪い農地を返すことも考えたい。
- ・もうけにはならないが、やむなく水田を受託する方向で検討している。飼料用米を中心に、野菜等含めて作付を検討したい。
→交付金制度の先行き不透明感から、飼料用米に消極的な声も聞かれる。
- ・中小規模の農家からの作業委託から経営委託への変更要望が増え始めており、安定した収入である受託料減少による経営への影響を心配している。

中山間地域等直接支払制度の返還要件緩和について

《提案・要望の内容》

- 中山間地域等直接支払制度について、農林水産業振興及び地域振興に資する場合の農地転用に伴う補助金返還は、協定農用地面積全体の遡及返還とすることなく、転用された農用地部分の返還にとどめるなど、地元が取り組みやすい制度となるよう改善を図ること。

* 中山間地域等直接支払制度は、条件不利地域における農業生産や多面的機能の維持・増進など、本県中山間地域の農業を守る重要施策として定着している。

* 中山間地域等直接支払協定期間内に協定農用地の一部を農地転用した場合、協定農用地全体の遡及返還があることから、協定期間が終了するまでの間、新規雇用を伴う養殖事業や誘致企業の工場増設に着手できないなど、地域の活性化を図る上で大きな阻害要因となっている。

<参考>

1 本県の中山間地域等直接支払の取組状況（平成26年度実績見込み）

協定数	取組面積	交付金額
690協定	8,100 h a	1,139,662千円

※中山間地域等直接支払対象面積の84%をカバー

2 地域振興等に支障を来している事例

- (1) 山間部の4戸しかない集落において、ギンザケ稚魚の養殖施設拡大計画があり、県外者3名を従業員として新規に雇用し、地域に定住させることとしているが、養殖施設の建設用地が協定農用地のため、5年間の協定期間終了まで着工を見合わせている。
- (2) 町誘致企業から、工場の規模拡大を行い、従業員を7名増やすため従業員駐車場を広げたいとの申し出があった。この駐車場用地として適するものが、工場周辺に該当農地しかなく、さらに該当農地が協定農用地のため、全額遡及返還する必要があり断念せざるを得なかった。

太平洋クロマグロ資源管理の取組について

《提案・要望の内容》

○このたびWCPFC年次会合で正式に採択された成魚（30kg以上）の管理や国が検討する方針を示している日本海の産卵期の漁獲管理については、次のとおり取り組むこと。

- 1 大中小型まき網業界がこれまで取り組んできた自主規制措置を尊重するとともに、全国で最も成魚の管理の影響を受ける境港地域の漁業実態を踏まえ、漁業者の意見を聞いた上で検討すること。
- 2 成魚や産卵期の漁獲管理の必要性及び資源増大効果については、漁業者が納得できる科学的根拠を示すこと。
- 3 本県境港で水揚げされるクロマグロは成魚が主体であり、流通業、観光業など多くの業界が関わっており、水産業のみならず地域経済全体への多大な影響に対して十分配慮すること。

<参考>

1 業界の対応

- ・日本海におけるクロマグロ成魚の漁業は、夏期の産卵期前後に日本海を回遊、集群する個体を漁獲するものであり、この時期以外に漁獲はできない。
- ・日本海の大中小型まき網漁業では、2011年から成魚の総漁獲量を2,000トン未満に自主規制してきたところであり、その継続性を考慮していただきたい。



2 地域の現況

(1) 境港の水揚げ状況

(鳥取県集計：内蔵込み重量に補正)

年	30kg未満 (トン)	30kg以上 (トン)	合計 (トン)	金額 (百万円)
2011 (H23)	632	1,900	2,532	2,283
2012 (H24)	77	670	747	1,007
2013 (H25)	127	1,533	1,660	1,467
2014 (H26)	249	1,799	2,048	1,620

(2) 地元の声

- ・大中小型まき網漁業者では資源管理の必要性については一定の理解を示しているが、成魚が主体の境港では、今後検討される成魚の漁獲管理の規模や手法によっては、漁業経営に与える影響が大きく、さらに市場・流通関係者や飲食・観光業者は地域経済への影響を懸念。

環太平洋経済連携協定（TPP）交渉及び日豪EPAについて

《提案・要望の内容》

- TPP交渉にあたっては、農林水産分野のみならず、国民皆保険制度、食の安全・安心、政府調達など国民生活のあらゆる分野への影響が想定されるため、国民に対する情報開示を適切に行い、協定締結に向けた判断について国民的議論を行いながら慎重に検討、判断を行うこと。
- また、TPPの検討に際し、守るべきものは守り、攻めるべきは攻め、国益にかなう最善の道を追求するという姿勢で交渉に臨んでいただくとともに、本年1月15日に発効する日豪EPAも含め、国内農林水産業への影響に鑑み、競争力強化などに向けた抜本的支援を行うこと。

【強い農林水産業づくりに向け、求められる主な対策】

①畜産、酪農に関する対策

- ・ 経営安定対策として、肉用肥育経営安定対策事業の支援内容の拡充
- ・ 自給粗飼料や飼料用米の生産拡大のため、生産・調製機械の整備及び関係施設改修の支援制度の拡充など施策の充実

②高品質な農林水産物生産に関する対策

- ・ 生産基盤、施設修繕・整備及び大型機械の導入等に対する支援の強化

<例>

- ・ 農業水利施設、米の乾燥調製施設、畜舎の整備支援
- ・ 森林整備加速化・林業再生事業に代わる新制度の創設
- ・ 高度衛生管理型の水産市場整備支援

③水産業に関する対策

- ・ 漁船の建造、漁業者の収入安定など水産業に対する補助金が、TPP協定において原則禁止とされる懸念があることから、水産業を守る対策を講ずること。

<参考>

TPP参加による鳥取県農林水産業への影響額試算

○国と同様の前提条件で試算

農産物	219億円 (△32.4%)	
林産物 (合板等)	9億円	
水産物 (属人)	18億円 (△11.3%)	
合計	246億円 (△25.0%)	※ ()内は対県内生産額比

ため池整備に係る国庫補助制度の要件緩和について

《提案・要望の内容》

○ 近年のゲリラ豪雨や大規模地震を受けて、ため池の整備要望が高まってきており、昨年12月27日に閣議決定された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」で、ため池整備予算の確保を図るとともに、次のとおり制度の要件緩和を行うなど、地域の実情に応じた事業実施ができるようにすること。

【防災上の効果について】

1 農村地域防災減災事業は、ため池の浚渫について、防災上の効果が条件となっており、実質的に制度を活用することができないことから、地域の実情に応じてため池の浚渫が行うことができるよう、現行制度の要件緩和やため池浚渫の新たな支援制度の創設を行うこと。

<背景>

- * ため池上流の環境変化（山地の荒廃や開墾）やゲリラ豪雨に起因する流入土の増加、底樋管が小さいといった構造上の問題、ため池関係者の高齢化や減少等に伴い、ため池内の土砂堆積が進行し、貯水量の減少や土砂吐機能に支障を来していることから、近年、浚渫の要望が多く聞かれるようになってきた。
- * ため池の浚渫工事においては、効果算定を行うこととされており、土砂堆積が堤体の決壊に繋がるということを論理立てることが難しく、事業実施の隘路となっていることから、この事業で浚渫を行った例がないと聞いている。このため、破堤を想定した影響で評価するなど、取り組みやすい制度に改善することが必要。

【経済効果算定について】

2 受益面積が少ない等の理由で農業効果が小さい場合においても、人家、人命、公共施設への影響が大きいため池も多いことから、農村地域防災減災事業の採択に当たって、総費用の50%以上を農業効果で賄うこととされている要件を緩和すること。

<経済効果算定に係る農業効果の取扱い>

- * 決壊した場合に人家、人命等に影響があるため池については、全体の想定被害額が大きい場合であっても、受益面積が少ない場合は、農業効果が発現しにくいことから、採択要件を満足せず事業実施が困難となっている。

<参考>

○鳥取県内のため池における土砂堆積の現状

ため池総数	供用ため池数	一斉点検数 (H25実施分)	左の内浚渫が必要 と考えられる ため池数	割合
1,100箇所	744箇所	442箇所	176箇所	40%

外航クルーズ船寄港および国際航空路線の拡充等に伴うC I Q体制の充実について

《提案・要望の内容》

○地方における外航クルーズ船や国際チャーター便の就航について、円滑な受入れを行うため、人員や審査機器の確保等、C I Q体制の充実を図ること。

※国の施策であるビジットジャパンに連携し、地方創生の観点から地域活性化を図るためには周遊時間を確保することが重要である。
 ※特に、2015年には世界最大級（乗客4,000人級）のクルーズ船「クァンタム・オブ・ザ・シーズ」の寄港が予定されるなど、年間で20回程度の寄港による乗客数は約3万人を見込んでいるが、現在の体制では入国手続きに時間を要し、乗客が下船するまでに、大きく時間を費やすことが予想される。
 ※このため、外航クルーズ船、国際航空路線の円滑な運航による周遊時間確保には、境港のC I Qに係る人員や審査機器の確保等の充実を図るとともに、鳥取空港等地方の非検疫飛行場においても人員体制の充実が必要である。

〈参考〉

1 鳥取県の取組状況

(1) 本県では、境港がアジアクルーズターミナル協会に加盟し、アジア地域の中国、台湾、韓国など、外航クルーズ船の誘致を積極的に行っている。

○平成26年(2014年)3月～10月の国際定期便の運航状況 (平成26年10月末現在)

区分	路線・運航日	利用者数	利用率
空路	○米子鬼太郎空港～仁川国際空港（韓国）	(14,314)	(47.7)
	○毎週日・火・金曜日運航	15,259人	50.3%
航路	○境港～東海港（韓国）～ウラジオストク港（ロシア）	(14,824)	—
	○毎週金・（土）曜日運航	9,435人	—

※上段（ ）は前年実績

(2) 今後も、山陰唯一の国際航空路線である米子～ソウル便に次ぐ、将来の新たな国際定期便就航を睨んで、香港、台湾、中国、ロシア沿海地方等東アジア地域をターゲットに、インバウンド国際チャーター便の就航を働きかけ、本県への外国人観光誘客を一層促進する。

○平成26年度(2014年)の外航クルーズ船・国際チャーター便の運航実績（予定）

区分	便数	運航予定
境港	11便	[外航クルーズ船] 乗客3,000人級の大型クルーズ船等が境港に入港し、年間乗客数は過去最高だった平成25年の記録(10,896人)を更新し、約1万4,000人を突破！
鳥取空港	8便	
米子鬼太郎空港	53便	
計	72便	[航空便] 香港、台湾、ロシア、タイなど

2 境港における入国審査体制の現状

乗員数	～1,000人級	3,000人級
クルーズ船名	クラブ・ハーモニー(1,000人) DBSフェリー(450人)	マリナー・オブ・ザ・シーズ(3,542人)
入国審査所要人数	9名	24名

※境港出張所の現体制は5名